私立保育園の保育所型認定こども園の認可申請(移行)について

1 認定こども園について

認定こども園とは、教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さを併せもっている施設です。保護者が働いている・いないに関わらず利用可能です。

認定こども園には4類型あり、現在、市内には幼保連携型認定こども園6園、地方裁量型認定こども園1園、保育所型認定こども園1園の合計8園があります。

※認定こども園4類型の比較 参照

2 保育所型認定こども園への移行について

(1)申請者 社会福祉法人 明星会 (明星保育園)

明星保育園は、昭和36年11月に無認可保育所として開設し、翌年の昭和37年2月に定員68人の児童福祉施設の保育所として認可を受け、昭和51年4月に園舎を改築し、現在定員120人の認可保育所として運営しています。また、平成29年10月に「信州やまほいく(普及型)」の認定を受けています。

社会福祉法人明星会では、令和4年4月から「保育所型認定こども園」としての事業開始を目指し、令和3年9月に飯田市へ認可申請書が提出されました。

この認可申請書に対し、飯田市社会福祉審議会児童福祉分科会(飯田市版子ども・子育て会議)委員の皆様よりご意見等伺い、飯田市からの意見書を添付して長野県に提出します。(意見書【案】: 当日配布)

(2) 施設の概要(保育所型認定こども園申請書より)

種別		保育所型認定こども園							
名称		認定こども園 明星保育園							
所在地		飯田市鼎切石3928番地							
施設長氏名		木下 ひろみ							
開設年月日		令和4年4月1日							
	年齢区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	
利用	1号	一人	一人	一人	5 人	5 人	5 人	15 人	
定員	2号・3号	6人	19 人	20 人	20 人	20 人	20 人	105 人	
	合計	6人	19 人	20 人	25 人	25 人	25 人	120 人	

1 保育の理念

- (1) 健やかな身体を育み、個性を尊重され、ありのままの自分を受け入れられるという経験を積む中で、人生の礎となるその人らしさの基礎を作る。
- (2) 保護者が就労と子育てが両立できるように、物理的にも、精神的にもサポートする。

当園 の基

2 保育方針

本理 (1)

(1) 乳幼児期でないと経験できない学びを十二分に体験する。

念・ 方針

- (2) 実体験を通して、様々なことに興味を持ち、主体的に取り組み、工夫し、粘り強くチャレンジする気持ちを育てる。また、子ども達の試行錯誤する時間と空間のゆとりを保障する。
- (3) ありのままの個性を受け入れられ、人から大切にされ、尊重される経験を通じて、人を思い、人のために役立ちたいという気持ちを育てる。
- (4)地域の人々、障がいのある人々との交流を通じていろいろな人との関わりを 持ち、様々な生活があることに思いを寄せることができるようにする。

認定こども園4類型の比較

認定こども園の4類型の比較について、主なものを紹介します。

■認定こども園 4類型毎の比較 ——

	幼保連携型 認定こども園	幼稚園型認定こども園	保育所型認定こども園	地方裁量型認定こども園	
法的性格	学校かつ 児童福祉施設	学校 (幼稚園+保育所機能)	児童福祉施設 (保育所+幼稚園機能)	幼稚園機能+保育所機能	
設置主体	国、自治体、学校法人、 社会福祉法人*1	国、自治体、学校法人	制限なし		
職員の要件	保育教諭* ² (幼稚園教諭+保育士資格)	満3歳以上→ 両免許・資格の併有が望ましいがいずれかでも可 満3歳未満→ 保育士資格が必要	満3歳以上→ 両免許・資格の併有が望ましいがいずれかでも可 ※ただし、教育相当時間以外の保育に従事する場合は、保育士資格が必要 満3歳未満→ 保育士資格が必要	満3歳以上→ 両免許・資格の併有が望ましいがいずれかでも可 満3歳未満→ 保育士資格が必要	
給食の提供	2・3号子どもに対する食事の提供義務 自園調理が原則・調理室の設 置義務(満3歳以上は、外部 搬入可)	2・3号子どもに対する食事の提供義務 自園調理が原則・調理室の設 置義務(満3歳以上は、外部 搬入可) **ただし、参酌基準のため、各都道府県 の条例等により、異なる場合がある。	2・3号子どもに対する食事の提供義務 自園調理が原則・調理室の設 置義務(満3歳以上は、外部 搬入可)	2・3号子どもに対する食事の提供義務 自園調理が原則・調理室の設 置義務(満3歳以上は、外部 搬入可) ※ただし、参酌基準のため、各都道府県 の条例等により異なる場合がある。	
開園日∙開園時間	11時間開園、土曜日の開園が 原則(弾力運用可)	地域の実情に応じて設定	11時間開園、土曜日の開園が 原則(弾力運用可)	地域の実情に応じて設定	

^{*1} 学校教育法附則6条園の設置者(宗教法人立、個人立等)も、一定の要件の下、設置主体になることができる経過措置を設けています。

^{*2} 幼稚園教諭免許又は保育士資格のどちらか一方しか有していない者は、新制度施行後5年間に限り、保育教諭となることができます。



保育士資格及び幼稚園免許状取得の特例について

幼保連携型認定こども園では、原則、保育教諭(幼稚園教諭+保育士資格)を置くこととされていますが、幼稚園免許・保育士資格の併有を促進し、「幼保連携型認定こども園」への円滑な移行を促進するため、保育士資格及び幼稚園免許状の取得の特例(保育所又は幼稚園における実務経験を評価することにより、もう一方の免許・資格取得に必要な単位数などを軽減)が設けられています。

※新制度施行から5年間の特例です。